

令和5年8月31日

令和5年第3回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名等	頁
議案第27号	令和4年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第28号	令和4年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第29号	令和4年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第30号	令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第31号	令和4年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	5
議案第32号	令和4年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	6
議案第33号	宮代町犯罪被害者等支援条例について	7
議案第34号	宮代町手話言語条例について	11
議案第35号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	14
議案第36号	特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について	18
議案第37号	宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第38号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第39号	久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更並びに財産処分について	26
議案第40号	北本地区衛生組合への加入及び財産処分について	29
議案第41号	副町長の選任につき同意を求めることについて	35
議案第42号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	36
議案第43号	令和5年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について	37

議案番号	件名等	頁
議案第44号	令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	38
議案第45号	令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	39
議案第46号	令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	40
議案第47号	令和5年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	41
議案第48号	令和5年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について	42

議案第27号

令和4年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定にする。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和4年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計133億3,897万2,007円、歳出合計124億7,952万752円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和4年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計33億4,108万4,413円、歳出合計33億3,233万8,491円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

令和4年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和4年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計32億2,271万2,091円、歳出合計30億7,701万4,470円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計6億560万310円、歳出合計5億9,724万261円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第31号

令和4年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和4年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金2億1,364万3,928円のうち、1億6,849万2,000円を資本金に、4,515万1,928円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和4年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億8,978万8,827円（税抜き）、収益的支出7億4,463万6,899円（税抜き）、資本的収入1億8,178万8,776円（税込み）、資本的支出7億8,266万9,009円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第32号

令和4年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和4年度宮代町下水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金8,243万9,764円のうち、3,368万5,668円を資本金に、4,875万4,096円を減債積立金に積み立てるとともに、令和4年度宮代町下水道事業会計決算を収益的収入10億6,883万8,273円（税抜き）、収益的支出10億2,008万4,177円（税抜き）、資本的収入3億9,954万7,700円（税込み）、資本的支出5億1,520万4,122円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

宮代町犯罪被害者等支援条例について

宮代町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

犯罪被害者等基本法に基づき、新たに宮代町犯罪被害者等支援条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (6) 町民 町内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (7) 事業者 町内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れなく行うこと。
- (2) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報適切な取扱いの確保に最大限配慮して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町又は関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次的被害を生じさせることがないよう十分配慮するとともに、町又は関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる見舞金を、それぞれ当該各号に定める者に対し支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(安全の確保)

第9条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 町は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(町民及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

議案第34号

宮代町手話言語条例について

宮代町手話言語条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

手話が言語であるということを全ての町民が理解し、手話を使って安心して暮らすことができる環境を整え、ともに支え合う地域社会を実現することを目指すため、新たに宮代町手話言語条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話を必要とする人は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが容易にできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として明記されました。

これを受け、宮代町は、手話が言語であるということを全ての町民が理解し、手話を使って安心して暮らすことができる環境を整え、ともに支え合う地域社会を実現することを目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ともに支え合う地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「手話を必要とする人」とは、聴覚障がいや様々な障がいにより手話を重要な意思疎通の手段として日常生活を送る者をいいます。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識の下に実施するものとし、町民が手話により意思疎通を行う権利を有することを尊重することを基本とします。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及に努め、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとし、

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に協力するよう努めるものとし、

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとし、

(施策の推進方針)

第7条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとします。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境の整備に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) その他町長が必要と認める施策

2 町は、町の施策や別に定める障がい者に関する計画との調和を保ちながら前項の推進方針を策定するものとします。

3 町は、推進方針の策定及び見直し並びに施策の実施状況の点検のため、手話を必要とする人その他関係者との協議の場を設けるものとします。

(財政措置)

第8条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第35号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「の合計額」を「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に、同条第16項中「3分の2」を「4分の3」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- （2）第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき宮代町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書につ

いては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第36号

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の見直しをするため、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
 (特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(費用弁償)

第5条 特別職職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

2 前項に規定するもののほか、特別職職員(別表の費用弁償の欄に額の定めがあるものに限り。)が公務に従事したときは、当該費用弁償の欄に定める額を支給する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第5条関係)

1 執行機関の委員

区 分		報酬額
教育委員会	教育長代理	年額 168,000 円
	委員	年額 156,000 円
農業委員会	会長	年額 192,000 円
	委員	年額 156,000 円
選挙管理委員会	委員長	年額 108,000 円
	委員	年額 84,000 円
監査委員	識見者	年額 192,000 円
	議会選出	年額 108,000 円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 6,000 円
	委員	日額 5,400 円
公平委員会	委員長	日額 6,000 円
	委員	日額 5,400 円

2 附属機関の委員

区 分		報酬額
介護認定審査会の委員		日額 15,000 円
介護給付費等の支給に関する審査会の委員		日額 15,000 円
いじめ問題調査委員会の委員	委員長	年額 22,000 円
	委員	年額 20,000 円
いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	年額 22,000 円
	委員	年額 20,000 円

上記以外の附属機関の委員	学識経験者	日額 10,000 円(会議等に要した時間が3時間を超える場合は、15,000 円)
	その他	日額 3,000 円(会議等に要した時間が3時間を超える場合は、4,000 円)

備考

- 1 附属機関の委員とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくものをいう。
- 2 上記以外の附属機関の委員で、会長又は委員長については、上記の表の報酬額に2,000 円を加算して支給する。

3 その他の特別職

区 分		報酬額	費用弁償
産業医		月額 30,600 円	
町民相談員		日額 6,000 円	
自治体経営会議外部委員		日額 15,000 円	
町医		年額 141,400 円	日額 30,000 円
町歯科医		日額 7,800 円	日額 30,000 円
学校医	内科医	年額 88,900 円	日額 22,500 円
	歯科医	年額 82,100 円	日額 22,500 円
	眼科医	年額 82,100 円	日額 22,500 円
学校薬剤師		年額 44,300 円	日額 8,800 円
保育所嘱託医	内科医	年額 88,900 円	日額 22,500 円
	歯科医	年額 82,100 円	日額 22,500 円
スポーツ推進委員		日額 3,000 円(職務に従事した時間が3時間を超える場合は、4,000 円)	
農地利用最適化推進委員		年額 156,000 円	
いじめ問題調査専門委員		日額 20,000 円	

(選挙長等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 選挙長等の費用弁償に関する条例(平成10年宮代町条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名中「費用弁償」を「報酬及び費用弁償」に改める。

第1条見出し中「費用弁償」を「報酬」に改める。

第1条第1項中「職務のために要する費用」を「職務に対する報酬」に、「次

の区分によりこれを弁償する」を「次の区分に応じ、当該区分に定める額を支給する」に改め、同条第2項中「職務のために要する費用」を「職務に対し支給する報酬の額」に、「次の区分によりこれを弁償する」を「次の区分に応じ、当該区分に定める額とする」に改める。

第2条を次のように改める。

(選挙長等の費用弁償)

第2条 選挙長等が職務のために旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

(宮代町消防団条例の一部改正)

第3条 宮代町消防団条例（平成23年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、団員が会議に出席したときは、手当として日額2,000円を支給する。

第9条見出し中「等」を削り、同条第1項中「、旅費として」を「、費用弁償として」に、「5級」を「6級」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第37号

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

こども家庭庁の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間」を「当分
の間」に、「令和2年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放
課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修
を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年宮代町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更並びに財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第289条の規定により、令和6年3月31日をもって久喜宮代衛生組合の共同処理する事務のうち、し尿に関する事務及び塵芥（粗大ごみを除く）の収集運搬に関する事務を廃止し、同組合の規約変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

久喜宮代衛生組合が共同処理する事務のうち、し尿に関する事務及び塵芥（粗大ごみを除く）の収集運搬に関する事務を廃止し、同組合の規約変更並びに財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙 1

久喜宮代衛生組合同規約の一部を変更する規約

久喜宮代衛生組合同規約（昭和36年指令地第1714号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項中第1号を削り、同項第2号中「塵芥」の次に「の処理」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 塵芥（粗大ごみに限る）の収集運搬に関する事務

第3条第2項を削る。

本則に次の1条を加える。

（事務の承継等）

第15条 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については組合市町の協議により別途定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年3月31日までに久喜宮代清掃センターに搬入されたし尿に関する事務については、なお従前の例による。

別紙2

久喜宮代衛生組合の財産処分を次のとおり定める。

1 久喜市に無償譲渡する財産

建物					その他
	名称	所在地	床面積	構造	
1	八甫清掃センター し尿処理施設 (し尿処理棟)	久喜市八甫 2 5 2 5 番 地	2,410.63 m ²	鉄筋コンク リート造 2 階建	付属する設 備及び物品 一式を含む
2	八甫清掃センター し尿処理施設 (倉庫)	久喜市八甫 2 5 2 5 番 地	8.40 m ²	鉄骨造平屋 建	

議案第40号

北本地区衛生組合への加入及び財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第289条の規定により、し尿の処理に関する事務を共同処理するため、令和6年4月1日から北本地区衛生組合に宮代町が加入すること及び財産処分について別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

北本地区衛生組合に宮代町が加入すること及び財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙 1

北本地区衛生組合格約

昭和 39 年 7 月 7 日
埼玉県指令 39 地第 4, 186 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、北本地区衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第 2 条 組合は、鴻巣市、北本市、吉見町及び宮代町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、組合市町のし尿の処理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、北本市朝日 1 丁目 200 番地に置く。

第 2 章 議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は、18 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

鴻巣市 7 人

北本市 5 人

吉見町 3 人

宮代町 3 人

2 前項の組合の議員は、組合市町の議会において、その議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。

(任期及び失職)

第 6 条 組合の議員の任期は、それぞれの組合市町の議会の議員の任期とする。

2 組合の議員が、組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠選挙)

第 7 条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

第 3 章 執行機関

(設置及び選任の方法)

第 8 条 組合に管理者及び副管理者 3 人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合市町の長の協議により、組合市町の長のうちからこれを定める。

(任期)

第 9 条 管理者及び副管理者の任期は組合市町の長の職にある期間とする。

(職務権限)

第10条 管理者は、組合を統轄し及び代表し並びに組合の事務を管理し、及び執行する。
2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第11条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議会の議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合の議員のうちから選任される者にあつては、その議員の任期による。

第4章 経費及び補則

(経費)

第13条 組合の経費は、組合の事業(財産)より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足すると認められるときは次の割合をもって組合市町が負担する。

人口割 10%

処理量割 90%

2 前項の人口は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に記録されている者の数とし、処理量は、当該年度の前年の1月1日から12月末日までに組合が処理したし尿の量とする。

(地方自治法の準用)

第14条 この規約に指定すべき事項で、この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市に関する規定を準用する。

附 則

1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

2 第3条中、し尿及びごみの収集処理については、当分の間組合市町が実施するものとする。

3 昭和39年度及び昭和40年度に限り、第13条第1項の経費は、同条同項の規定にかかわらず、次の割合をもって組合市町村が負担する。

鴻巣市 43%

北足立郡北本町 22%

北足立郡吹上町 19%

南埼玉郡菖蒲町 12%

北埼玉郡川里村 4%

4 し尿処理施設の建設に係る経費については、平成5年度、平成6年度及び平成7年度に限り、第13条第1項の規定にかかわらず、次の割合をもって、組合市町村が負担する。

均等割 5%
人口割 5%
処理量割 90%

附 則（昭和43年指令地第169号）

- 1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 昭和43年度に限り、第13条第2項の処理量の規定は、同条同項の規定にかかわらず、当該年度の前年の8月1日から12月末日までに組合が処理したし尿及びごみの量とする。

附 則（昭和44年指令地第305号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和44年指令地第2265号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和47年指令地第1299号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和51年指令地第596号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年指令地第1736号）

- 1 この規約は、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 昭和61年度に限り、第13条第1項の規定は、同条同項の規定にかかわらず、次の割合をもって組合市町村が負担する。

人口割 20%

処理量割 80%

附 則（昭和62年指令地第1376号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年指令地第1824号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成5年北衛発第26号届出）

この規約は、組合市町村の協議の成立した日から施行する。

附 則（平成13年指令まち第4004号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成13年指令まち第4006号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年指令分権第98号）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年指令分権第142号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年指令市第2250号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に在職する組合の議員は、変更後の北本地区衛生組合規約（以下「変更後の規約」という。）第5条第1項の規定にかかわらず、その任期が満了するまでの間、引き続き組合議員として在任するものとする。この場合において、組合議員の定数は、その時点における組合議員の合計数とする。
- 3 前項の場合において、組合の議員が欠けたとき、規約第7条の規定は適用しないものとする。ただし、変更後の規約第5条第1項の規定する組合市町の選出区分による人数を下回る場合は、この限りでない。

附 則（平成22年指令市第2045号）

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年北衛発第73号届出）

この規約は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。
(事務の承継)
- 2 変更前の第3条に規定する事務の承継については、鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町及び宮代町の協議により別途定める。
(経費)
- 3 令和6年度及び令和7年度に限り、第13条第1項の規定により負担する経費については、変更前の組合市町及び宮代町の協議により別途定める。

別紙 2

北本地区衛生組合の規約の変更に伴う財産処分について

規約変更前の組合におけるすべての財産は、規約変更後の組合が承継するものとする。
なお、精算が必要となる場合においては、事務の承継の例によるものとする。

議案第41号

副町長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副町長に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 渋谷 龍 弘
- 3 生 年 月 日 [REDACTED]

令和5年8月31日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和5年10月1日から渋谷龍弘氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 関 根 武 男
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和5年8月31日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに関根武男氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

令和5年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度決算に伴う繰越金の確定並びに決算剰余金の積立のほか、普通交付税の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正、国民健康保険特別会計への繰出金等、令和5年度宮代町一般会計予算に6億6,924万1,000円を追加し、総額を126億3,083万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

国民健康保険税の本算定、人件費補正及び国民健康保険事業費納付金の確定に伴う一般会計繰入金の補正並びに前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和5年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1,796万2,000円を追加し、総額を34億2,029万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和5年度宮代町介護保険特別会計予算に1億4,611万6,000円を追加し、総額を34億2,486万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正及び前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に830万円を追加し、総額を6億5,198万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

令和5年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正及び共済組合負担金率の確定等に伴い、令和5年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入を21万6,000円追加し、収益的支出を20万円減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

令和5年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正及び管きよ費の追加に伴い、令和5年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入及び収益的支出を36万7,000円追加するとともに、令和4年度決算の確定及び建設改良費の追加に伴い、第4条予算については、資本的収入を2,741万円減額し、資本的支出を1,650万円追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。